

接種可能な時期になったら、
できるだけ早めに始めましょう。



◎定期予防接種(予防接種法に基づく接種)

	種 類	回 数	対象年齢・接種間隔	予診票郵送時期
乳	B型肝炎	3回	1歳未満 (標準的な接種開始時期：2か月～4か月未満) 《標準的な接種間隔：1回目と2回目の間隔は27日以上 3回目は1回目終了後139日以上の間隔をあける》	出生届後 郵送
	Hib(ヒブ)	初回(3回) 追加(1回)	生後2か月～5歳未満 (標準的な接種開始時期：2か月～4か月未満) (注) 初回1～3回は4～8週間隔 接種開始年齢によって接種回数異なります。※	
	小児用肺炎球菌	初回(3回) 追加(1回)	生後2か月～5歳未満 (標準的な接種開始時期：2か月～4か月未満) (注) 初回1～3回の間隔は27日以上あける 接種開始年齢によって接種回数異なります。※	
	BCG	1回	1歳未満 (標準的な接種時期：5か月～8か月未満)	
幼	〔四種混合 ジフテリア・ 百日咳・破傷風・ 不活化ポリオ〕	1期初回(3回) 追加(1回)	生後3か月～7歳6か月未満 (標準的な接種開始時期：3か月～5か月未満) 《標準的な接種間隔：初回1～3回は3～8週間隔、 追加接種は初回接種終了後12か月～18か月に達するまで》 (注) ポリオワクチンの接種が済んでいない人は、残りの回 数を接種してください。	
	不活化ポリオ			
児	麻しん(はしか) 風しん混合	1期1回	生後12か月～24か月未満	令和2年 3月末に対象 者へ郵送
		2期1回	小学校就学前の1年間(年長) 令和2年度対象者 (平成26年4月2日～平成27年4月1日生まれ)	
児 童 ・ 生 徒	水痘 (水ぼうそう)	初回(1回) 追加(1回)	生後12か月～36か月未満 (標準的な接種時期：初回1回は生後12か月～15か月に達 するまで、追加接種は初回接種終了後6か月(3か月から 接種可)から12か月に達するまで)	出生届後 郵送
	日本脳炎	1期初回(2回) 追加(1回)	6か月～7歳6か月未満(標準的な接種開始時期：3歳から) 《標準的な接種間隔：初回1回と2回の間隔は1～4週、追 加接種は1期初回終了後おおむね1年後》	
		2期1回	満9歳～13歳未満	
特	ジフテリア・ 破傷風第2期	2期1回	平成7年4月2日～平成19年4月1日生まれの人で、1期 初回2回、追加1回、2期の接種が済んでいない人は 20歳未満までに残りの回数を接種してください。	平成22～ 23年再開時に 対象者へ郵送
			平成19年4月2日～平成21年10月1日生まれの人で、 1期の接種が完了してない人は、9歳以上13歳未満で 1期の不足回数分を接種してください。	保健予防課へ 申請が必要
	ヒトパピローマ ウイルス(HPV)	3回	中学校1年生～高校1年生相当年齢の女子 ※現在、国が積極的な接種 勧奨を見合わせています。接種を希望する方はお問い合わせください。	11歳になった 翌月

- 母子健康手帳は予防接種の記録書でもありますので、大切に保管してください。
- 予診票の再発行は、保健予防課で行います。母子健康手帳を持参してください。
- ※ 詳細は冊子「予防接種と子どもの健康」該当ページをご確認、またはかかりつけ医にご相談ください。

■任意予防接種の公費助成についてお知らせ

◎おたふくかぜ任意予防接種（全額助成）

前橋市に住民登録がある満1歳～4歳未満（接種当日）のお子さんを対象に、全額助成を行います（1回目のみ）。

◎ロタウイルスワクチン任意予防接種（一部助成）

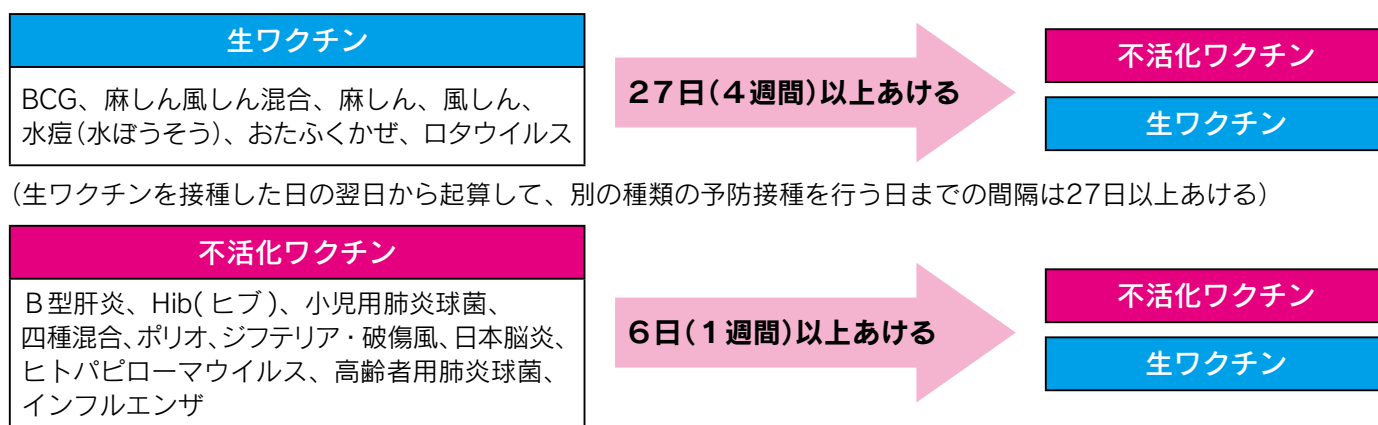
前橋市に住民登録があるお子さんを対象に、ロタウイルスワクチン接種料金の一部助成を行います。ロタリックス（2回接種）1回につき7,500円、ロタテック（3回接種）1回につき5,000円。（医療機関の窓口では、市の助成額を除いた金額が請求されます。）ロタリックスは生後6週から24週0日まで、ロタテックは生後6週から32週0日までに接種を済ませてください。

※市外の医療機関で接種する場合の助成はありません。

※令和2年8月生まれ以降のお子さんは、ロタウイルスワクチンが10月から定期接種となる予定です。

○予防接種を受ける間隔

予防接種で使うワクチンには、生ワクチンと不活化ワクチンがあり、異なった種類のワクチンを接種する場合には、間隔を守ることが必要です。なお、同じ種類のワクチンを複数回接種する場合には、それぞれ定められた間隔があるので、4・5ページの表などを参考にして、間違えないように接種してください。（10月以降変更となる予定です。）



（生ワクチンを接種した日の翌日から起算して、別の種類の予防接種を行う日までの間隔は27日以上あける）

（不活化ワクチンを接種した日の翌日から起算して、別の種類の予防接種を行う日までの間隔は6日以上あける）

○予防接種の受け方



前橋市では、予防接種はすべて個別接種（市内の医療機関・県内の契約医療機関で実施）で行っていますので、接種日時については、直接医療機関にご確認ください。（接種医療機関は12～18ページ参照）接種の際は「予防接種予診票つづり」、「予防接種と子どもの健康」、配布された「パンフレット」等をよくお読みください。

当日は母子健康手帳と予診票、健康保険被保険者証、福祉医療費受給資格者証（該当者）を持参してください。乳幼児の予診票には必ず「名前シール」を貼ってご使用ください。

転入の方で、予診票がない方は保健予防課へご連絡ください。

○保護者が接種に同伴できない場合（委任状）

予防接種には、原則保護者の同伴が必要です。保護者が特段の理由で同伴できない場合、お子さんの健康状態を普段から熟知する親族等が同伴することは差し支えありません。その場合には、予診票裏面の委任状を記載の上、医療機関へ持参してください。

○市外の医療機関で接種を受ける場合（群馬県内相互乗り入れ制度）

県内の契約医療機関であれば、市内医療機関と同様に接種できます。かかりつけ医が市外の場合などにご利用ください。詳しい内容は、事前に医療機関または保健予防課にご確認ください。

○県外の医療機関、市町村で接種を受ける場合（依頼書申請）

予防接種は、住民登録を行っている市町村長の責任において行われます。事情により、予防接種を県外等で受けたい方は、事前に保健予防課へ申請してください。「依頼書」を発行します。

○長期療養中で定期接種期間内に予防接種ができなかった場合

長期にわたる病気等のため定期予防接種が年齢内に接種できなかった場合、接種可能になったときから2年以内であれば、対象年齢を過ぎても、定期予防接種として接種できます。（高齢者用肺炎球菌については1年以内です。）対象疾病や、ワクチンによる年齢条件がありますので、保健予防課へご相談ください。

○特別の理由による定期予防接種ワクチン再接種費用助成金交付事業

骨髄移植手術等の特別の理由により、接種済みの定期予防接種の効果が期待できないと医師に判断され、任意で再度予防接種を受ける際の費用を助成します。事前に申請が必要です。詳しい内容は、保健予防課にご確認ください。

○予防接種による健康被害救済制度

予防接種によって引き起こされた副反応により、生活に支障が出るような障害を残すなどの健康被害を生じた場合には、救済制度があります。

給付申請の必要が生じた場合には、保健予防課へご相談ください。（電話：027-220-5779）

●定期予防接種救済制度（予防接種法に基づく給付）

健康被害が予防接種によって引き起こされたものか、別の要因（予防接種をする前あるいは後に紛れ込んだ感染症あるいは別の要因等）によるものなのかの因果関係を、予防接種・感染症医療・法律等、各分野の専門家からなる国の審査会にて審議し、予防接種によるものと認定された場合に給付を受けることができます。

健康被害の程度に応じて、医療費、医療手当、障害児養育年金、障害年金、死亡一時金、葬祭料の区分があり、法律で定められた金額が支給されます。

●任意予防接種救済制度（予防接種法に基づかない給付）

予防接種法に基づかない接種（おたふく、ロタウイルス、インフルエンザ等）を行い、健康被害を受けた場合は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）法に基づく救済、もしくは、市が独自で加入している保険があります。いずれも認定された場合に給付を受けることができますが、予防接種法とは救済の対象、給付額等が異なります。

おとなの予防接種

◎男性の風しん定期予防接種（予防接種法に基づく接種、令和3年度まで）

予防接種対象者 対象年齢の男性で、風しん抗体検査で抗体価が低かった人

令和2年度対象者：昭和37年4月2日～昭和47年4月1日生まれ（該当者へクーポンを郵送します）

（昭和47年4月2日～昭和54年4月1日生まれ男性及び、令和元年度に申請によりクーポンを発行している人で、今年度希望の場合はお問合せください。）

費用 自己負担額 無料 ※詳しくは、前橋市ホームページでお知らせします。

◎肺炎球菌ワクチン定期予防接種（予防接種法に基づく接種）

対象年齢：今年度中に満65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳になる人

対象者

（令和3年4月1日現在）

- ①今年度の対象年齢で、過去に肺炎球菌ワクチン（23価）を接種していない人。
対象の人には4月下旬に予診票を郵送します。

今年度年齢	令和2年度対象者 生年月日
65歳	昭和30年4月2日～昭和31年4月1生まれ
70歳	昭和25年4月2日～昭和26年4月1生まれ
75歳	昭和20年4月2日～昭和21年4月1生まれ
80歳	昭和15年4月2日～昭和16年4月1生まれ
85歳	昭和10年4月2日～昭和11年4月1生まれ
90歳	昭和5年4月2日～昭和6年4月1生まれ
95歳	大正14年4月2日～大正15年4月1生まれ
100歳	大正9年4月2日～大正10年4月1生まれ

※平成31年1月の厚生労働省における決定で、5歳刻みの経過措置が、平成31年度から5年間延長されることになりました。

- ②接種当日満60歳以上で、今年度末64歳までの人で、心臓や腎臓または呼吸器の機能に重い障害がある人及びヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に重い障害のある人

（これに該当するかどうかは主治医にご相談の上、保健予防課へご連絡ください。確認の上、予診票を発行します。）

接種期間 予診票が届いてから令和3年3月31日まで

接種場所 市内の医療機関・県内の契約医療機関（かかりつけの医療機関が望ましい）

費用 本人負担額 2,000円

【生活保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯の人は無料（医療機関で受給者証等を提示してください）】

持ち物 肺炎球菌ワクチン予診票（りんどう色）、健康保険被保険者証

◎インフルエンザ定期予防接種（予防接種法に基づく接種）

65歳以上の人には、9月末に予診票を郵送します。（該当者へ個人宛に郵送します）

対象者 ① 接種当日満65歳以上の人

- ② 接種当日満60歳以上65歳未満の人で、心臓や腎臓または呼吸器の機能に重い障害がある人及びヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に重い障害のある人

（これに該当するかどうかは主治医にご相談の上、保健予防課へご連絡ください。確認の上、予診票を発行します。）

接種期間 10月1日～12月31日

接種場所 市内の医療機関・県内の契約医療機関（かかりつけの医療機関が望ましい）

費用 本人負担額 1,500円

【生活保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯の人は無料（医療機関で受給者証等を提示してください）】

持ち物 インフルエンザ予防接種予診票（水色）、健康保険被保険者証

回数 本人負担額1,500円で受けられるのは、1人1回のみです。

※市外（県内）の医療機関で接種希望の人は、事前に医療機関または保健予防課にご確認ください。

※県外の医療機関で接種希望の人は、依頼書を発行しますので、事前に保健予防課へ申請してください。

※予防接種健康被害救済制度等については、6ページをご覧ください。

※市が発行した予診票を持参せずに接種した場合は、全額実費となることがあります。